

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年3月23日
【会社名】	株式会社フライトシステムコンサルティング
【英訳名】	FLIGHT SYSTEM CONSULTING Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 片山 圭一郎
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区恵比寿4 - 6 - 1
【電話番号】	03 - 3440 - 6100
【事務連絡者氏名】	取締役 管理部担当 松本 隆男
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区恵比寿4 - 6 - 1
【電話番号】	03 - 3440 - 6100
【事務連絡者氏名】	取締役 管理部担当 松本 隆男
【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集(売出)金額】	その他の者に対する割当 4,702,560円 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 375,574,560円
	(注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券（第6回新株予約権証券）】

(1)【募集の条件】

発行数	303個（新株予約権1個につき20株）
発行価額の総額	4,702,560円
発行価格	新株予約権1個につき15,520円（新株予約権の目的である株式1株当たり776円）
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成22年4月9日（金）
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社フライトシステムコンサルティング 管理部 東京都渋谷区恵比寿4-6-1
払込期日	平成22年4月9日（金）
割当日	平成22年4月9日（金）
払込取扱場所	株式会社三井住友銀行 恵比寿支店

- （注） 1．第6回新株予約権証券（以下、「本新株予約権」という。）の発行については、平成22年3月8日（月）及び平成22年3月23日（火）開催の当社取締役会決議によるものであります。
- 2．申込期間、払込期日及び割当日は、平成22年3月23日（火）開催の当社取締役会により、決議されております。
 - 3．平成22年3月8日（月）及び平成22年3月23日（火）開催の当社取締役会決議により、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本新株予約権の割当予定先との間で本新株予約権の「総数引受契約」を締結しない場合は、本新株予約権に係る割当は行われないこととなります。
 - 4．申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本新株予約権の「総数引受契約」を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。
 - 5．本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。

(2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的 となる株式の種類	株式会社フライトシステムコンサルティング 普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。 なお、単元株式制度は採用していない。
新株予約権の目的 となる株式の数	<p>1. 本新株予約権1個の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）する数は、20株（以下「対象株式数」という。）とする。</p> <p>2. 本新株予約権の目的となる株式の種類及び総数は当社普通株式6,060株とする。</p> <p>ただし、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行うときは、次の算式により対象株式数を調整する。</p> $\text{調整後対象株式数} = \text{調整前対象株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$ <p>また、割当日以降に、当社が時価を下回る価額での新株式の発行若しくは自己株式の処分（ただし、新株予約権の行使により新株式を発行又は自己株式を処分する場合を除く）、合併、会社分割又は株式無償割当てを行う場合等、対象株式数を変更することが適切な場合等、対象株式数を変更することが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。</p> <p>これらの調整後対象株式数は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項「行使価額の調整」による行使価額の調整に関し、同項に定める調整後行使価額を適用する日以降これを適用する。</p> <p>3. 本欄第2項に基づき対象株式数の調整を行った場合において、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。</p> <p>4. 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。</p>
新株予約権の行使 時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の本新株予約権1個当たりの価額は、対象株式数に、以下に定める行使価額を乗じた金額とし、計算の結果生じた1円未満の端数は四捨五入するものとする。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、61,200円とする。ただし、本欄第3項の規定に従って調整されるものとする。</p> <p>3. 行使価額の調整 (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は四捨五入するものとする。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$ <p>調整後行使価額は、株式分割に係る基準日の翌日以降又は株式併合の効力が生じる日以降これを適用する。</p>

(2) 当社は、本項第(1)号の場合のほか、本項第(3)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付される場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(3) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(5)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（ただし、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利の請求又は行使による場合を除く。）、調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする、以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、これを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(5)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む）又は本項第(5)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利を発行する場合（無償割当の場合を含む）、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てがその発行時点の行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。ただし、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

本号 ないし の各取引において、その権利の割当てのための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号 ないし の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付株式数を決定するものとする。

	<p style="text-align: right;">調整前行使価額により当該</p> $\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{期間内に交付された当社普通株式数}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>ただし、行使により生ずる1株未満の端数は切り捨て、現金調整は行わない。</p> <p>(4) 本項第(1)号から第(3)号までの規定にかかわらず、行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。</p> <p>(5) 行使価額調整式の計算については、1円未満の端数を四捨五入する。行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日（ただし、本項第(3)号の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付けで終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。</p> <p>行使価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(1)号及び第(3)号の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。</p> <p>(6) 本項第(1)号及び第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(7) 本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。ただし、本項第(1)号に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。</p>	
--	--	--

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	375,574,560円 (注)新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の対象株式数で除した額とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。</p>
新株予約権の行使期間	平成22年4月12日から平成25年4月11日までとする。ただし、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 新株予約権の行使請求の受付場所 株式会社フライトシステムコンサルティング 管理部 東京都渋谷区恵比寿4-6-1</p> <p>2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。</p> <p>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社三井住友銀行 恵比寿支店</p>
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	本新株予約権の割当日以降、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が5取引日連続して、当該取引日に適用のある行使価額の180%を超えた場合において、当社取締役会が取得する日(以下、「取得日」という。)を定めた場合、当社は、当該取得日の2週間前までに本新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、当該取得日において本新株予約権1個につき15,520円で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。なお、本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法として当社取締役会が決定する方法により行うものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「組織再編成行為」という。）をする場合、当該組織再編成行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を有する本新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号のイないしホに掲げる株式会社（以下、総称して「再編成対象会社」という。）の新株予約権を、次の条件にて交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、次の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を定めた吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画が、当社株主総会において承認された場合に限るものとする。</p> <p>交付する再編成対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付する。</p> <p>新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類 再編成対象会社の普通株式とする。</p> <p>新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数 組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数（以下「承継後株式数」という。）とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。</p> <p>新株予約権を行使することのできる期間 別記「新株予約権の行使期間」欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力が生ずる日のいずれか遅い日から、別記「新株予約権の行使期間」欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 別記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」欄第2項「新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金」に準じて決定する。</p> <p>各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項「本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」に準じて決定する。</p> <p>その他の新株予約権の行使条件、新株予約権の取得事由及び取得条件 別記「新株予約権の行使の条件」欄、「自己新株予約権の所得の事由及び取得の条件」欄及び「新株予約権の譲渡に関する事項」欄に準じて決定する。</p> <p>新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。</p>

(注) 1. 本新株予約権の行使請求及び払込の方法

- (1) 本新株予約権を行使しようとする新株予約権者は、当社が定める様式の行使請求書に必要事項を記載して、これに記名押印したうえ、これを上記表中「新株予約権の行使期間」欄の行使期間中に上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に提出するものとします。

- (2) 本新株予約権を行使する場合には、行使請求書の提出に加えて、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて、上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社が指定する口座に振り込むものとします。
2. 本新株予約権の行使の効力発生時期
本新株予約権の行使の効力は、(1)行使請求に必要な書類の全部が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に到着し、かつ(2)当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社の指定する口座に入金された日に発生します。
3. 当社は、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号）施行に伴い、平成21年6月26日開催の第22回定時株主総会で承認された当社定款の定めに従い、行使請求により発行する株式にかかる株券を発行しません。
4. その他
(1) 会社法その他の法律の改正等、本新株予約権発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
(2) 上記本新株予約権の発行については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
(3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。
- (3) 【新株予約権証券の引受け】
該当事項はありません。

2【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
375,574,560	21,000,000	354,574,560

(注) 1. 払込金額の総額は、新株予約権の払込金額の総額（4,702,560円）に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額（370,872,000円）を合算した金額であります。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3. 発行諸費用の概算額は、下記のとおりであります。

（アドバイザー費用）	16,500,000円
（価格算定費用）	2,500,000円
（その他費用）	2,000,000円

4. 本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合又は当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記差引手取概算額は減少いたします。

(2)【手取金の使途】

本新株予約権による調達資金につきましては、平成22年4月12日から平成25年4月11日までの権利行使期間中に、権利行使に伴う払込み後、一旦、手元資金とし、現在進めている新規事業（iPhone等のスマートフォン向けプラットフォームを活用したソリューション）による受注増加に対応した事業計画に沿って、ラジオプラットフォームサービス事業・twitterプラットフォームサービス事業・電子決済ソリューションプラットフォームサービス事業における研究開発資金と、それらを具体的な案件として提案・展開していくための人件費等マーケティング費用として充当する予定であります。なお、実際の支出時期より前に資金が確保できた場合、調達された資金は銀行預金とし、安定的に管理してまいります。

また、本新株予約権については、その性質上、行使価額が市場価額を上回っている状況においては、行使が進まない状況になり、このような状況が継続する場合には、資金需要に沿った調達が困難になる可能性があり、その場合においては、収益性の向上による早期の業績回復及び財務体質の大幅な改善に支障をきたす可能性があります。その場合には、事業計画の見直しを行うとともに、本新株予約権の発行とあわせて決議した第三者割当により発行される株式（以下、「別件第三者割当増資」という。）の募集により調達した資金にて業績回復を進めながら、別途資金調達の検討を進めていく所存であります。

< 当社の予定している具体的な使途、金額、支出予定時期について >

具体的な使途	想定金額	支出予定時期
--------	------	--------

(i) ラジオプラットフォームサービス事業・twitterプラットフォームサービス事業・電子決済ソリューションプラットフォームサービス事業における研究開発資金	250百万円	平成22年4月～平成25年4月
(ii) ラジオプラットフォームサービス事業・twitterプラットフォームサービス事業・電子決済ソリューションプラットフォームサービス事業におけるマーケティング費用	104百万円	平成22年4月～平成25年4月

第2【売出要項】

該当事項はありません。

【募集に関する特別記載事項】

当社は、本第三者割当による新株予約権の発行の他、新規事業拡大のための資金確保が必要であると判断し、平成22年3月8日及び平成22年3月23日開催の取締役会にて、第三者割当による新株式の発行を決議しております。第三者割当による新株式の発行の内容は以下の通りです。なお、下記

(7)(8)は平成22年3月23日開催の取締役会により決議されております

第三者割当による新株発行の概要

- (1) 発行新株式数：普通株式 817株
- (2) 発行価額：1株につき 金61,200円
- (3) 発行価額の総額：50,000,400円
- (4) 資本組入額：1株につき 金30,600円
- (5) 資本組入額の総額：25,000,200円
- (6) 募集又は割当方法：第三者割当の方法による
- (7) 申込期間：平成22年4月9日
- (8) 払込期日：平成22年4月9日
- (9) 割当予定先及び割当株式数：Oakキャピタル株式会社 817株

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要

名称	Oakキャピタル株式会社		
本店の所在地	東京都港区赤坂八丁目10番24号		
直近の有価証券報告書等の提出日			
有価証券報告書	平成21年6月29日提出	第148期	自平成20年4月1日 至平成21年3月31日
四半期報告書	平成22年2月5日提出	第149期第3四半期	自平成21年10月1日 至平成21年12月31日

b. 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係	該当事項はありません。
取引関係	当社と割当予定先との間には、別件第三者割当増資及び本新株予約権の発行による資金調達に関するアドバイザー業務の受発注関係があります。

c. 割当予定先の選定理由

当社のおかれている財務内容の現状と課題及び今後の事業戦略を理解いただき、当社の企業価値を高め、既存株主にとっても歓迎されうる投資家を模索し、幹事証券をはじめとする証券会社等から斡旋を受けて複数の有力先と接触を重ねてまいりました。

また、当社グループの中核であるシステムコンサルティング事業は、メーカー等にこだわりなく、顧客に最適な提案を行うための独立性を維持しており、今後もその方針でまいりたいと考えております。

こうした複数の有力先との交渉の結果を踏まえ、当社の考えのもと、この方針に当てはまった

のが、Oakキャピタル株式会社でありました。同社は、国内外での投資実績が豊富で、かつ、潜在成長力が高い新興上場企業に対する投資を積極的に行っている東証二部の上場会社であります。

同社と接触をもったきっかけは、投資会社である同社が、新規顧客開拓のための営業活動の一環として、当社に対して、資金調達のご案内をいただいたことに端を発しております。当社は同社に対して、当社の事業戦略、財務内容及び資金需要等の説明を行い、当社の現状を理解していただいたうえで、今回の本新株予約権の発行及び別件第三者割当増資による資金調達のご提案をいただきました。

当社が同社を割当予定先として選定した理由は、まず、同社の表明内容で、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がない純投資目的であることや、可能な限り市場動向に配慮しながら別件第三者割当増資及び本新株予約権の行使により取得する株式を売却していく方針であることも重視いたしました。次に、同社は投資支援先等に対する事業戦略コンサルティングを行っており、幅広いネットワークを持っていることから、顧客の紹介をしていただくなどにより潜在的な需要の開拓が期待でき、当社の収益に結びつく可能性があると考え、同社を割当予定先とすることは当社のニーズを満たすものであると判断し、今回、同社を割当予定先として選定いたしました。

なお、本件第三者割当は、日本証券業協会会員である証券会社の斡旋を受けて行われたものではありません。

d．割り当てようとする株式等の数

割当予定先であるOakキャピタル株式会社に割当てると本新株予約権の目的である株式の総数は6,060株であります。

e．株券等の保有方針

割当予定先であるOakキャピタル株式会社取得する本新株予約権及びその行使後の当社株式の保有方針は純投資であり、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がないこと及び可能な限り市場動向に配慮しながら本新株予約権の行使により取得した当社株式を売却していく旨の表明を受けております。

f．払込みに要する資金等の状況

割当予定先であるOakキャピタル株式会社より、本新株予約権の発行に係る払込みについて払込期日に全額払い込むことの確約をいただいております。本新株予約権の権利行使のために必要となる資金の確保についても支障がない旨の確認書を受領しております。また、当社が提出した平成22年3月期第3四半期報告書により、本新株予約権の発行価額の払い込み及び行使請求に足る現預金その他流動資産を有していることを確認しております。

g．割当予定先の実態

当社は、Oakキャピタル株式会社から、当該割当予定先の役員又は主要株主（主な出資者）が反社会的勢力との関係がない旨の確認書を受領しております。当社においても外部機関に調査を依頼し、同社が反社会的勢力との間における関係がない旨の確認を得ております。

2【株券等の譲渡制限】

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとされております。

3【発行条件に関する事項】

本新株予約権の発行価額は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本新株予約権の総数引受契約に定められた諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として独立した第三者機関（株式会社ブルータス・コンサルティング）が算定した結果、その算定価値を踏まえ本新株予約権1個当たりの発行価額を金15,520円と致しました。

また、行使価額は、本新株予約権の特徴、当社の株価を鑑み、割当予定先であるOakキャピタル株式会社との協議の結果、本新株予約権の発行に係る当社取締役会決議日（平成22年3月8日）の前営業日である平成22年3月5日の東京証券取引所マザーズ市場における当社普通株式の終値68,000円を参考として、行使価額を61,200円（ディスカウント率は10%）といたしました。

本新株予約権の発行価額の算定方法については、第三者機関からの算定結果報告書から、算定に係る前提条件及びその算定方法について適正なものであることを確認いたしました。

本新株予約権の行使価額の算定方法について、取締役会決議日（平成22年3月8日）の前日終値を参考値として採用いたしましたのは、平成22年3月期第3四半期決算発表及び平成22年3月期の通期業績予想の修正発表後に形成された株価が、直近の市場価格として、当社の株式価値をより適正に反映していると判断しております。なお、行使価額の当該直前営業日までの1週間の終値

平均65,860円に対する乖離率は 7.08%、1 か月間の終値平均71,400円に対する乖離率は 14.29%、当該直前営業日までの3 か月間の終値平均56,106円に対する乖離率は+9.08%、当該直前営業日までの6 か月間の終値平均 44,016円に対する乖離率は+39.04%となっております。また、当社株式の株価の状況のうち、当該直前営業日までの1 か月間の高値と安値の変動幅を安値で除した変動率の平均は 9.07%であります。これらの当社株式における当該直前営業日までの日々の動き、各期間の株価及び出来高のボラティリティが高く推移していることを勘案し、割当予定先との協議の結果、ディスカウント率を10%といたしました。かかる行使価額につきましては、日本証券業協会の「第三者割当増資等の取扱いに関する指針」に準拠するものと考えております。

以上のことから、本新株予約権の発行価額及び行使価額については、適正かつ妥当な価額であり、有利発行には該当しないものと判断いたしました。この判断に基づいて、当社取締役会では収益性の向上による早期の業績回復及び財務体質の大幅な改善という今回の資金調達目的、他の調達手段の選択肢を考慮するとともに、本新株予約権の発行条件について十分に討議、検討を行い、出席取締役全員の賛成により本新株予約権の発行につき決議いたしました。

なお、当社監査役3名全員（社外監査役3名）から、本新株予約権の発行価額及び行使価額を含む発行条件等は、それ自体で特に割当先に有利な金額ではなく、有利発行には該当せず適法である旨の意見を得ております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

O a k キャピタル株式会社に割当てる本新株予約権の目的である株式の総数6,060株及び別件第三者割当増資による株式数817株を合わせた6,877株に係る議決権数は6,877個となり、当社の総議決権数11,454個（平成21年9月30日現在、以下同じ）に占める割合が60.04%と25%以上となることから、今回の第三者割当による本新株予約権の発行は、「企業内容等の開示に関する内閣府令第2号様式 記載上の注意（23-6）」に規定する大規模な第三者割当に該当致します。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有 議決権の 割合(%)	割当後の所有 株式数(株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権の 割合(%)
O a k キャピタル株式会社	東京都港区赤坂8-10-24	-	-	6,877	37.52
片山 圭一郎	東京都大田区	2,753	24.04	2,753	15.02
アストロデザイン株式会社	東京都大田区南雪谷1-5-2	1,180	10.30	1,180	6.44
松本 隆男	仙台市太白区	1,167	10.19	1,167	6.37
米倉 憲久	仙台市青葉区	1,127	9.84	1,127	6.15
樋口 典子(旧姓:村松)	東京都渋谷区	363	3.17	363	1.98
ジャフコ・ジー九 (ビー)号投資事業有限 責任組合	東京都千代田区丸の内1-8-2	160	1.40	160	0.87
ジャフコ・ジー九 (エー)号投資事業有限 責任組合	東京都千代田区丸の内1-8-2	140	1.22	140	0.76
相澤 定見	横浜市瀬谷区	134	1.17	134	0.73
斉藤 初江	東京都足立区	129	1.13	129	0.70
守山 尚	東京都江東区	103	0.90	103	0.56
計	-	7,256	63.35	14,133	77.10

(注) 1. 平成21年9月30日現在の株主名簿を基準として記載をしております。

2. 割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成21年9月30日現在の発行済株式総数に、O a k キャピタル株式会社に割当てる本新株予約権の目的である株式の総数6,060株及び別件第三者割当増資の株式数817株を合わせた6,877株を加えて算定しております。

3. O a k キャピタル株式会社に割当てる別件第三者割当増資の発行期日における総議決権数に対する所有議決権数の割合は6.66%となります。その後、本新株予約権の行使により所有議決権数の割合は増加していくこととなりますが、同社の当社株式の保有方針は純投資であり、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がないこと、加えて可能な限り市場動向に配慮しながら当社株式の売却をしていく旨の表明を受けております。したがって、今後において、当社の経営体制に変更が生じる可能性は極めて低いものと判断しております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

(1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由及び当該第三者割当による既存の株主への影響についての取締役会の判断の内容

当社では、前期に立ち上げたクリエイティブブランド「S:III:S」(シーズ)を中心に、iPhoneやスマートフォンを活用したビジネスの事業化を目的とし、前期より様々な地域での実証実験を実施してきました。

現在、当社ではiPhoneやスマートフォン上で「ラジオ」、「Twitter」、「電子決済ソリューション」の利用を可能にするサービス基盤(プラットフォーム)の開発を進めており、今後、これらのプラットフォームを活用した新規事業(iPhoneやスマートフォン向けプラットフォームを活用した事業)の拡大に注力しております。

具体的に「ラジオプラットフォームサービス事業」では、iPhoneで地上波ラジオ等を聴取することを可能にするアプリケーション開発、並びに新たな広告収入等を可能にするビジネスモデルの提供をラジオ放送局様へご提案しております。また本ラジオプラットフォームに関して、当社では2つの特許申請を済ませております。すでに本ラジオプラットフォームを活用したiPhone向けアプリケーションの販売は開始されており、今後は局数を増加させ、ラジオ局以外での展開も視野に入れております。

「Twitterプラットフォームサービス事業」については、現在、音声認識技術を搭載した当社オリジナルのiPhone向けTwitterアプリケーションの開発、提供を行なっております。また本Twitterプラットフォームは、ラジオプラットフォームと組み合わせる事で、地域に特化した情報配信を行なう事を可能にするため、自治体様向けに地域振興等でご活用いただけるよう提案を進めております。

そして「電子決済ソリューションプラットフォームサービス事業」に関しては、iPhoneやスマートフォン等のポータブル端末を活用し、クレジットカードや電子マネーでの決済を可能にするソリューションの開発をしており、現在関係各所と提供開始に向けて調整中です。通常の現金払いによる片方向の用途と違い、クレジットカードや電子マネーという電子的なお金による支払では、消費者にポイント付与等の付加価値を生み出す事が可能です。しかしこのクレジットカードや電子マネーの決済には専用端末の設置が必要で、設置していない店舗では現金払いのみでの対応でした。当社が提供する電子決済ソリューションプラットフォームでは、iPhoneやスマートフォン等持ち運び可能な端末で、それらの決済が可能になり、従来、専用端末を設置していなかった店舗等へ積極的に展開することで、今後、電子決済市場に新たな付加価値を創出することが可能になると考えております。

当社では、上述のiPhoneやスマートフォン上で各種プラットフォームを活用したビジネス展開を進めており、これら新規事業の事業化及び事業拡大による収益性の向上を図ることが当社の重要な課題であると考えております。

一方、当社グループは、前連結会計年度において、大幅な営業損失を計上し、253百万円の当期純損失となりました。当第3四半期連結会計期間末において247百万円の債務超過となっております。また、当社グループの有利子負債は連結総資産の88%を占め、手元流動性に比して高水準にあります。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。当社グループは、当該状況を解消すべく、次のような対策を講じ、当該状況の解消または改善に向け努めております。

収益基盤の強化

昨今の経済環境下において民需が冷え込む中、各地方自治体は、業務プロセスのIT化、IT関連での雇用創出を推進しております。当社グループは、2006年より取り組んできた地方自治体向けのコンサルティングの領域を広げることに注力し、地方自治体向けのコンサルティング収益を大きな柱としてまいりましたが、競争激化の中で、今後は案件の選別を行い、利益率向上に努めてまいります。

また、前期に立ち上げたクリエイティブブランド「S:III:S」(シーズ)に関して、新世代の携帯電話・モバイル端末を活用した情報発信のソリューションなどを中心に、各種実証実験の成果を踏まえ、事業化を推進してまいります。

コスト管理の徹底

外注費の低減(内製化率の向上含む)、役員報酬の減額、プロジェクト収支管理の徹底、並びに旅費等の経費削減等の諸施策を講じ、収支改善を図ってまいります。

Y E Mエレテックス株式会社について

有利子負債が増加した原因となった連結子会社のY E Mエレテックス株式会社については、人員削減等の諸施策の結果、平成21年7月から12月までの営業損益(6ヶ月間の累計)は黒字化しており、引き続き経営再建策に基づき、業績の改善に努めてまいります。

財務等に関する対応策

資産の売却・有利子負債の削減等、連結ベースで財務体質の改善に取り組み、限られたリソースをコアな事業に集中させてまいります。また、資金調達については、借入れによる調達のほか、機関投資家、事業会社を引受先とするファイナンス(第三者割当増資や社債等)についても検討しております。

これらの取り組みの中で、「財務等に関する対応策」の具体的実行策として、また「収益基盤の強化」における新規事業化推進に当たり、早期に資金調達を行う必要があり、直接調達及び間接調達の様々な資金調達手法を検討いたしました。間接調達につきましては、現在すでに1,100百万円の有利子負債があり、新規の融資獲得は困難であり、債務超過解消への取り組みは緊急性が高い課題であり、直接調達による資金調達を模索することいたしました。

このような状況の中、「1. C 割当予定先の選定理由」に記載のとおり、今回の割当予定先であるOakキャピタル株式会社から、今回の別件第三者割当増資及び本新株予約権の提案がありました。直接調達による資金調達は、第三者割当の他、公募増資や株主割当といった手法もありますが、当社の状況や昨今の金融情勢等を考慮すると、今回の資金調達は、迅速に且つ一定の資金調達を確実に行う必要があるため、別件第三者割当増資を行うことにしました。また、株式の希薄化や持株比率を考慮しながら資金調達を行うために、本新株予約権の発行も行うことにいたしました。

一方で、割当予定先であるOakキャピタル株式会社に割り当てる本新株予約権の目的である株式の総数6,060株及び別件第三者割当増資による株式数817株を合わせた6,877株に係る議決権数は6,877個となり、当社の総議決権数11,454個に占める割合が60.04%となることから、相応の株式価値の希薄化につながるようになります。

しかしながら、現在、当社グループは財務体質の脆弱さにより継続企業の前提に疑義を生じさせるような状況が続いていること及び平成22年3月期第3四半期においては債務超過に至っており、早期に財務体質の改善を図る必要があること並びに新規事業（iPhone等のスマートフォン向けプラットフォームを活用したソリューション）におけるマーケティング及び研究開発資金に充当することにより業績回復が図れることなどから、今回の資金調達については、中長期的な視点から今後の安定的な会社運営を行っていくために必要な資金調達であり、発行数量及び株式価値の希薄化の規模はかかる目的達成のうえで、合理的であると判断いたしました。

以上により、当社の取締役会において、収益性の向上による早期の業績回復及び財務体質の大幅な改善を行うことが、長期的に株主価値を向上させる唯一の策であると判断し、本新株予約権の発行を決議いたしました。

(2) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

別件第三者割当増資及び本新株予約権の発行による資金調達は、希薄化率が25%以上であることから、経営者から一定程度の独立したものである当該割当の必要性及び相当性に関する客観的な意見の入手を要することになります。そこで、社外監査役3名に対して調達の必要性及び相当性について客観的な意見を求めるため、今回の資金調達の内容及び資金調達を行う理由について可能な限り詳細な説明を行いました。その結果、平成22年3月8日及び平成22年3月23日（当該発行取締役会決議日）において、社外監査役3名から、当社の置かれた状況に照らして資金調達は必要であり、他の資金調達の手段を取る選択肢は狭く、各種発行条件の内容が妥当であり、また、発行数量及び株式の希薄化に関し、収益性の向上による早期の業績回復及び財務体質の大幅な改善が可能となり、企業価値及び株主価値の向上が見込まれることから、株式の希薄化の規模は合理性があり、その必要性及び相当性に関して適切であるとの意見を得られました。また、現在当社は債務超過状態であり、多額の有利子負債をかかえる状況下で、資本増強と資金調達が急務であり、希薄化と持株比率を考慮した上での別件第三者割当増資と本新株予約権発行の相当性があり適切であるとの意見も得られました。

なお、本件第三者割当は支配株主との取引等に該当しません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」の第22期有価証券報告書に記載された「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後本有価証券届出書提出日（平成22年3月23日）までの間に生じた変更その他の事由は以下のとおりであります。以下に掲げた内容は、当該有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」の変更及び追加箇所を記載したものであり、当該箇所に下線を付しております。なお、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（平成22年3月23日）現在においてもその判断に変更はなく、また、文中の将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成22年3月23日）現在において当社グループが判断したものであります。

4. [事業等のリスク]

(1)～(3) 略

(4) 株式価値の希薄化に関わるリスク

平成22年3月8日及び平成22年3月23日開催の当社取締役会において、Oakキャピタル株式会社を割当予定先とする第三者割当増資及び第三者割当による新株予約権の発行を行うことを決議いたしました。当社の総議決権数は11,454個（直前の基準日である平成21年9月30日現在）であり、今回、第三者割当増資による株式数817株及び同社に割当てる新株予約権の目的である株式の総数6,060株を合わせた6,877株に係る議決権数は6,877個となり、当社の総議決権数に対する希薄化率は60.04%（発行後及び行使後の総議決権数に占める割合は37.52%）と25.0%以上になり、相応の株式価値の希薄化につながるおそれがあります。

しかしながら、現在、当社グループは財務体質の脆弱さにより継続企業の前提に疑義を生じさせるような状況が続いていること及び平成22年3月期第3四半期においては債務超過に至っており、早期に財務体質の改善を図る必要があること並びに新規事業（iPhone等のスマートフォン向けプラットフォームを活用したソリューション）におけるマーケティング及び研究開発資金に充当することにより業績回復が図れることなどから、今回の資金調達については、中長期的な視点から今後の安定的な会社運営を行うために必要な資金調達であり、発行数量及び株式価値の希薄化の規模はかかる目的達成のうえで、合理的であると判断しております。

(5) 大株主としての経営権について

平成22年3月8日及び平成22年3月23日開催の当社取締役会において、Oakキャピタル株式会社を割当予定先とする第三者割当増資及び第三者割当による新株予約権の発行を行うことを決議いたしました。当該第三者割当増資による株式発行数に当該新株予約権が全て行使された場合の株式発行数を加算すると、同社は、発行後の総議決権数の37.52%を占める大株主となります。しかしながら、同社につきましては、当該第三者割当増資及び当該新株予約権の行使により取得する当社株式の保有目的は純投資であり、取得する当社株式を原則として長期間保有する意思を有しておらず、同社は、可能な限り市場動向に配慮しながら、当社株式を売却していく旨の表明を行っております。よって今後において会社の経営体制に変更が生じる可能性は極めて低いものと判断しております。

(6) 資金調達に関わるリスク

当社は平成22年3月8日及び平成22年3月23日開催の当社取締役会において、新規事業に係るマーケティング及び研究開発資金の確保を目的として、Oakキャピタル株式会社を割当予定先とする第三者割当による新株予約権の発行を行うことを決議いたしました。当該新株予約権については、その性質上、行使価額が市場価額を上回っている状況においては、行使が進まない状況になり、このような状況が継続する場合は、資金需要に沿った調達が困難になる可能性があり、その場合においては、収益性の向上による早期の業績回復及び財務体質の大幅な改善に支障をきたす可能性があります。

(7) 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況

当社グループは、当第3四半期連結累計期間において、289,495千円の四半期純損失を計上した結果、当第3四半期連結会計期間末において、247,509千円の債務超過となっております。

また、当社グループの有利子負債は1,100,400千円と連結総資産の88%を占め、手元流動性に比して高水準にあります。

当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在していません。

(8) 財務制限条項

平成18年10月10日締結のシンジケートローン契約に基づく借入金（短期借入金のうち40,000千円及び長期借入金のうち30,000千円）には、下記の財務制限条項が付されております。

各年度の決算期の末日における連結貸借対照表における純資産の部の金額を588百万円、もしくは、直前の決算期の末日における連結貸借対照表における純資産の部の金額に80%を乗じた金額のいずれか高い方に維持すること。

各年度の決算期の末日における連結損益計算書における経常損益を損失としないこと。

なお、平成21年3月期末において、上記財務制限条項に抵触しておりますが、当該条項に基づく期限の利益喪失に係る請求をしない旨、貸付人より同意を得ております。

しかしながら、今後の当社の業績動向により、当社の業績及び財政状態に重大な影響を及ぼ

す可能性があります。

2. 臨時報告書の提出について

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第22期事業年度）の提出日以降、本有価証券届出書提出日までの間において、以下の臨時報告書を提出しております。

〔平成22年3月18日提出臨時報告書〕

1. 提出理由

当社において特定子会社の異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき提出するものであります。

2. 報告内容

(1)当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金の額及び事業の内容

名称 株式会社トラスティ・エンジニアリング

住所 神奈川県厚木市岡田3088

代表者の氏名 片山 圭一朗

資本金の額 10,000千円

事業の内容 放送・映像システム保守事業

(2)異動の前後における当社の所有に係る特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主の議決権に対する割合

当社の所有に係る議決権の数

異動前 200 個

異動後 200 個

議決権の総数に対する割合

異動前 100.00 %

異動後 100.00 %

(3)異動理由及び異動年月日

異動理由

当社及び当該特定子会社の平成21年3月31日をもって終了する事業年度の決算が確定し、当該特定子会社の純資産額が当社の純資産額100分の30以上であることが確定したため。

異動年月日

平成21年3月31日

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第22期)	自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日	平成21年6月29日 関東財務局長に提出
有価証券報告書の 訂正報告書	事業年度 (第22期)	自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日	平成22年3月18日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第23期第3四半期)	自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日	平成22年2月15日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年2月13日

株式会社フライトシステムコンサルティング
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 神山 宗武 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 石井 広幸 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社フライトシステムコンサルティングの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成20年10月1日から平成20年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社フライトシステムコンサルティング及び連結子会社の平成20年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

1. 継続企業の前題に重要な疑義を抱かせる事象又は状況の注記に記載されているとおり、会社グループは、当第3四半期連結累計期間において337,885千円の四半期純損失を計上した結果、当第3四半期連結会計期間末において41,650千円の債務超過となっている。また、会社の連結子会社であるYEMエレテックス株式会社は、当第3四半期連結会計期間において、前連結会計年度から継続して当期純損失又は四半期純損失を計上し、営業キャッシュ・フローもマイナスの状態が続いており、会社はYEMエレテックス株式会社に対して資金支援を行っている。そのため、会社グループの有利子負債は手元流動性に比して高水準にあり、今後のYEMエレテックス株式会社の業績又は追加資金調達状況によっては、会社グループは資金不足に陥る可能性もあり、継続企業の前題に関する重要な疑義が存在している。
当該状況に対する経営者の対応等は当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を四半期連結財務諸表には反映していない。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成21年2月12日付で株式会社日本政策金融公庫と200,000千円の劣後特約付金銭消費貸借契約を締結した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成20年 6月26日

株式会社フライトシステムコンサルティング
取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員 公認会計士 田代 清和
業務執行社員

指定社員 公認会計士 神山 宗武
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社フライトシステムコンサルティングの平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社フライトシステムコンサルティング及び連結子会社の平成20年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

セグメント情報の事業の種類別セグメント情報(注)5.に記載されているとおり、会社は当連結会計年度より、事業の種類別セグメントについて事業区分を変更した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管している。
2. 連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年2月12日

株式会社フライトシステムコンサルティング
取締役会 御中

優成監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 加藤 善孝 印指定社員
業務執行社員 公認会計士 佐藤 健文 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社フライトシステムコンサルティングの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社フライトシステムコンサルティング及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

継続企業の前提に関する事項に記載されているとおり、会社グループは、前連結会計年度において、234,927千円の大幅な営業損失を計上し、当期純損失が253,702千円となっている。さらに、当第3四半期連結累計期間において、248,034千円の営業損失を計上し、四半期純損失が289,495千円となった結果、当第3四半期連結会計期間末において、247,509千円の債務超過となっている。また、会社グループの有利子負債は1,100,400千円と連結総資産の88%を占め、手元流動性に比して高水準にあり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期連結財務諸表に反映されていない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成21年6月26日

株式会社フライトシステムコンサルティング
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 神山 宗武指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石井 広幸

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社フライトシステムコンサルティングの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社フライトシステムコンサルティング及び連結子会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況の注記に記載されているとおり、会社グループは、当連結会計年度において、234,927千円の大幅な営業損失を計上し、当期純損失が253,702千円となっている。また、会社グループの有利子負債は1,373,200千円と連結総資産の78%を占め、手元流動性に比して高水準にあり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表に反映されていない。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社フライトシステムコンサルティングの平成21年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社フライトシステムコンサルティングが平成21年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管している。
2. 連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成20年 6月26日

株式会社フライトシステムコンサルティング
取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員 公認会計士 田代 清和
業務執行社員

指定社員 公認会計士 神山 宗武
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社フライトシステムコンサルティングの平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第21期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社フライトシステムコンサルティングの平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管している。
 2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成21年6月26日

株式会社フライトシステムコンサルティング
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 神山 宗武

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石井 広幸

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社フライトシステムコンサルティングの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第22期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社フライトシステムコンサルティングの平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況の注記に記載されているとおり、会社は、当事業年度において、192,438千円の大幅な営業損失を計上し、当期純損失が203,069千円となっている。また、会社の有利子負債は1,373,200千円と総資産の88%を占め、手元流動性に比して高水準にあり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管している。
2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。